

## 規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第八十六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号（三）までを次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

クリーニング所開設届及び構造設備検査請求書	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
年 月 日	
本 籍 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 生 年 月 日 電 話	
下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。 記	
1 名称（屋号）	
2 所在地	(電話 )
3 開設予定年月日	
4 構造設備の概要	(1) 構造設備の仕様書 別記のとおり (2) 施設の平面図 別紙のとおり (3) 設備の配置図 別紙のとおり
5 管理人を置いた場合は、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日	
6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号	
7 従事者数	
8 営業の種別（該当するものの番号を○で囲むこと。）	(1) 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所 (2) リネンサプライ業を行うクリーニング所 (3) 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所
9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無（該当するものの番号を○で囲むこと。）	(1) 有 (2) 無
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 （営業譲渡の場合）4及び6～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

- 注
- 1 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者は、枠内4及び6～9の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
  - 2 届出に当たっては、クリーニング師免許証を提示してください。
  - 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

構造				
	洗濯物の処理を行うクリーニング所 (リネンサプライ業を行う所を含む。)			取次所
	仕上場	洗場	受取・引渡場	
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
床材質				
腰張りの材質及び高さ	m	m	m	m
設備				
洗濯機	脱水機付	kg 台 kg 台	ボイラー	洗濯用 台
	脱水機別	kg 台 kg 台		仕上用 台
			薬品格納設備	有 ( ) 無
脱水機		kg 台	汚水処理方法	1 し尿浄化装置 2 下の水 3 その他
ドライ機	溶剤 ( )	kg 台		
	溶剤 ( ) 溶剤 ( )	kg 台 kg 台		
乾燥機		kg 台 kg 台	消毒方法	1 蒸気消毒 2 熱湯消毒 3 薬品消毒
プレス機		台		
備考 苦情の申出先 1 名称 2 所在地 3 電話番号				

様式第2号（第6条関係）

無店舗取次店営業届	
(宛先) 埼玉県知事	
年 月 日	
本 籍 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 生 年 月 日 電 話	
下記のとおり営業したいので届け出ます。	
記	
1 無店舗取次店の名称（屋号）	
2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所	別記のとおり
3 営業区域	
4 営業開始予定年月日	
5 業務用車両の構造の概要	別記のとおり
6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号	
7 従事者数	
8 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無（該当するものの番号を○で囲むこと。）	(1) 有 (2) 無
9 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
10 (営業譲渡の場合) 3及び5～8について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 車検証の写し（原本持参）
- 2 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

- 注
- 1 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者は、枠内3及び5～8の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
  - 2 届出に当たっては、クリーニング師免許証を提示してください。
  - 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

別記

無店舗取次店の名称（屋号）		
自動車登録番号又は車両番号		
保管場所		
業務用の車両の構造等	種類	1 自動車 (1) 種別：大型、普通、二輪、その他（ ） (2) 排気量： CC 2 原動機付自転車 3 自転車 4 その他（ ）
	車名（色）	（ ）
	その他特記事項	
	業務用の機械及び器具の配置図	
備考 苦情の申出先 1 クリーニング所又は無店舗取次店の名称 2 クリーニング所の所在地又は車両の保管場所 3 電話番号		

注 車両ごとに作成すること。

様式第3号（第6条関係）

クリーニング営業変更（廃止）届	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県知事	
埼玉県	保健所長
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記のとおり変更（廃止）したので、届け出ます。	
記	
1 名称（屋号）	
2 所在地（無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所）	
3 変更事項 (廃止の場合は、その理由)	(旧)  (新)
4 変更（廃止）年月日	

- 注 1 クリーニング師を変更した場合は、クリーニング師免許証を提示してください。
- 2 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第4号(1) (第6条関係)

クリーニング事業者の地位の承継届 (相続)	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県知事	
埼玉県	保健所長
住所 氏名 生年月日 被相続人との続柄	
下記のとおりクリーニング事業者の地位を相続により承継したので、届け出ます。	
記	
1 被相続人の氏名及び住所	
2 相続開始の年月日	
3 名称 (屋号)	
4 所在地 (無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号)	

添付書類

- 1 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) 又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング事業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

様式第4号(2) (第6条関係)

クリーニング業者の地位の承継届(合併)	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県知事	
埼玉県	保健所長
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおりクリーニング業者の地位を合併により承継したので、届け出ます。	
記	
1 合併により消滅した法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	
2 合併の年月日	
3 名称(屋号)	
4 所在地(無店舗取次店にあつて は、業務用車両の保管場所及び自 動車登録番号又は車両番号)	

添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類



様式第4号(3) (第6条関係)

<p>クリーニング業者の地位の承継届 (分割)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>埼玉県知事</p> <p>埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所の 所在地</p> <p style="text-align: center;">名称及び代表者 氏 名</p> <p>下記のとおりクリーニング業者の地位を分割により承継したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 分割前の法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地</p>	
<p>2 分割の年月日</p>	
<p>3 名称 (屋号)</p>	
<p>4 所在地 (無店舗取次店にあつて は、業務用車両の保管場所及び自動 車登録番号又は車両番号)</p>	

添付書類

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

## 附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。